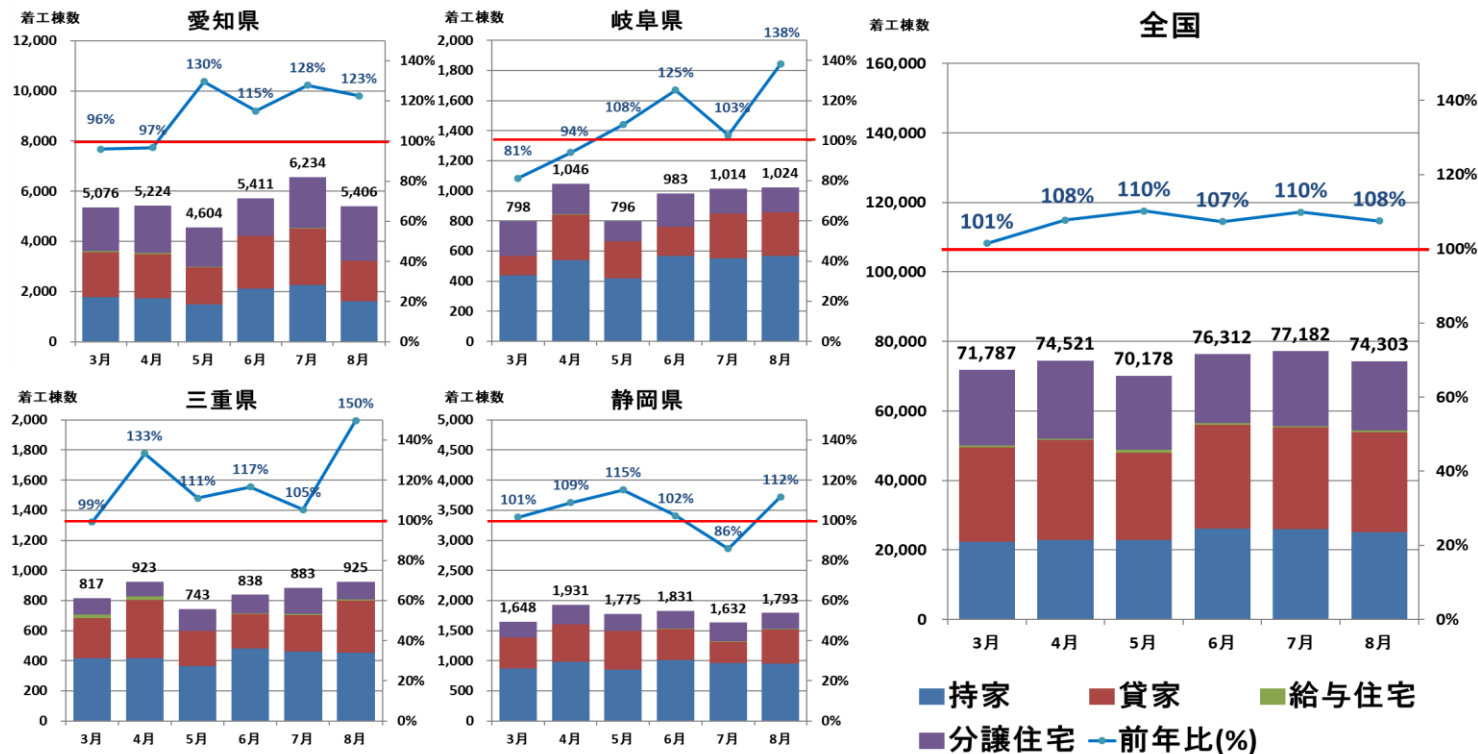


東海4県の着工推移



グリーン住宅ポイント発行申請の期限延長へ

国土交通省は「グリーン住宅ポイント制度」のポイント発行の申請期限を延長すると発表しました。10月31日が申請期限となっていたが、これを**郵送・窓口での申請は11月30日まで、オンラインでの申請は12月15日まで延長**。ポイント発行対象となる契約の期限については延長せずこれまで通り10月31日まで。

また、リフォーム工事のポイント発行申請に係る運用の変更も発表しました。リフォーム工事の請負契約額が1000万円未満(税込)の場合、工事完了後にポイント発行申請を行うこととしていましたが、新型コロナウイルスの影響により工事が遅延し、期限までに工事を完了させることが難しい場合は、**10月31日までの契約であれば、工事完了前であってもポイント発行申請**ができるようになりました。

申請方法	従来のポイント発行申請期限	延長後のポイント発行申請期限
窓口・郵送	令和3年10月31日	令和3年11月30日
オンライン	令和3年10月31日	令和3年12月15日

令和3年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業の交付申請の受付期間を 令和4年1月31日(月)まで延長！

国土交通省は、既存住宅の性能向上や子育てしやすい環境等の整備に資する優良なリフォームを支援する「長期優良住宅化リフォーム推進事業」について交付申請の受付期間を 令和4年1月31日(月)まで延長すると発表しました。

1) 補助対象住宅

リフォームを行う既存住宅(戸建住宅、共同住宅とも対象)

※事務所や店舗など住宅以外の建物は対象外

2) 主な事業要件

- ・リフォーム工事前にインスペクション(建物の現況調査)を実施すること
- ・一定の住宅性能を有するようリフォーム工事を実施すること
- ・リフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること

3) 補助対象費用・性能向上リフォーム工事等に要する費用

- ・インスペクション、履歴作成、維持保全計画作成等に要する費用

4) 補助率・補助限度額

- ・補助率:補助対象費用の1/3
- ・補助限度額:リフォーム工事実施後の住宅性能に応じて100~250万円/戸

※以下のいずれかの要件を満たす場合は50万円/戸を上限に加算

○三世代同居対応改修工事を実施する場合

○若者・子育て世帯が改修工事を実施する場合

○既存住宅を購入し改修工事を実施する場合

5) 交付申請の受付期間 (※今回変更箇所)

(変更前) 令和3年12月24日(金)まで

(変更後) 令和4年 1月31日(月)まで

※1 予算が無くなり次第、交付申請の受付を終了

※2 事業者登録の受付期間は令和4年1月7日(金)まで、住宅登録の受付期間は 令和4年1月21日(金)まで延長。

詳細は下記HPをご確認ください

●長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

ホームページ : <http://www.choki-r-shien.com/> メール : toiawase@choki-r-shien.com